

## 第5 障がい福祉の基本的な方向

### 1 基本的な考え方

小清水町は、障害者総合支援法に基づき、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、次のように障がい福祉の推進方向を定め、障がいのある人も障がいのない人も共に支え合い、共に生活する地域社会の実現に努めます。

#### ◎ 障がい者等の自己選択と自己決定の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を推進します。

#### ◎ 三障がいにかかる制度の一元化及び難病患者等へのサービス提供

身体障がい・知的障がい・精神障がいに分かれていた制度が一元化されたことから、すべての障がい者に対応可能な障がい福祉サービスの充実に努めます。

また、平成25年4月以降障がい福祉サービスの利用が可能となった難病患者等へのサービス利用に関する情報の提供に努めます。

#### ◎ 地域生活や就労支援等の課題に対応するサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に対応でき、多様化する課題に適切に対応できる相談体制とサービス提供体制の強化を図り、地域の社会資源を最大限に活用し、障がい者等の生活を地域で支え合う基盤の整備に努めます。

#### ◎ 農福連携事業への取り組みを支援

小清水町農業担い手育成プロジェクト協議会に協力し、農福連携事業への取り組みを支援します。

また、障がい者就労支援事業所の設立を進めるとともに、障がい者の働く場づくりの確保に努めます。

## 2 障がい福祉サービス等の利用実績

第IV期計画が策定された平成27年3月から平成29年3月までの、各年度末（3月期）におけるサービスの利用状況は次のとおりです。

### (1) 訪問系サービス

サービス名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
居宅介護	1人	19日	0人	0日	1人	4日

### (2) 日中活動系サービス

サービス名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
生活介護	19人	343日	18人	384日	18人	360日
自立訓練(機能訓練)	－人	－日	－人	－日	－人	－日
自立訓練(生活訓練)	－人	－日	－人	－日	－人	－日
就労移行支援	1人	11日	1人	19日	2人	34日
就労継続支援A型	1人	12日	1人	21日	0人	0日
就労継続支援B型	7人	124日	6人	125日	6人	110日
療養介護	2人	56日	2人	58日	2人	56日

### (3) 居住系サービス

サービス名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
短期入所	－人	－日	－人	－日	－人	－日
共同生活援助 (グループホーム)	13人	358日	15人	424日	14人	377日
施設入所支援	12人	336日	12人	348日	12人	336日

### (4) 相談支援

サービス名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
計画相談支援(者)	33人		32人		32人	
計画相談支援(児童)	9人		8人		8人	

### (5) 児童系サービス

サービス名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
児童発達支援	9人	15日	9人	23日	8人	15日
放課後等デイサービス	0人	0日	0人	0日	0人	0日

### 3 障がい福祉サービス等の数値目標

本計画において、必要なサービスの量を見込むにあたっては、現行サービスが新しいサービス体系へ移行を完了する平成32年度を目標年度として、「障がい福祉サービス等」と「地域生活支援事業」のそれぞれのサービスごとに目標値を設定します。

※ 目標数値は実績を基に算出した数値であり、サービスの利用を制限するものではありません。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで平成32年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

##### ・施設入所者の地域生活への移行者数

項目	数値	考え方
施設入所者数	12人	平成29年3月末の施設入所者数
平成32年度の地域生活移行者数 <sup>※1</sup>	0人	平成29年3月末の施設入所者数のうち、グループホームや自宅へ移行する者の数
平成32年度の減少見込み数 <sup>※2</sup>	0人	平成29年3月末の施設入所者数からの減少見込み数

※1 指針では平成29年3月末の施設入所者の9%以上が基本。

※2 指針では平成29年3月末の施設入所者から2%以上の減少が基本。

※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定。

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、障がい保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが基本とされ、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置が可能となります。

##### ・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項目	設置の有無	考え方
協議の場の設置	—	医療関係者は、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者

※ 指針では平成33年3月末までの設置が基本。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することが基本となります。

・地域生活支援拠点等の整備

項 目	設置の有無	考 え 方
地域生活支援拠点等の整備	32年度	1市3町等による圏域整備（網走市）

※ 指針では平成33年3月末までの設置が基本。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

また、福祉施設における就労移行支援事業等の利用促進に努めます。

・福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	数 値	考 え 方
年間一般就労移行者数	0人	平成28年度中に一般就労した者の数
一般就労移行者数	1人	平成32年度末に一般就労する者の数

※ 指針では平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上が基本。

(5) 就労移行支援事業所の利用者数

平成32年度において、就労移行支援事業所を利用する者の数値目標を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
就労移行支援事業所利用者数	2人	平成29年3月末の利用者数
就労移行支援事業所利用者数	3人	平成33年3月末の利用者数

※ 指針では平成29年3月末の利用者数の20%以上の増加が基本。

(6) 障がい者就労支援事業所の整備

障がいのある人が町内で安心して暮らせるように、障がい者の就労の受け皿と体制の構築に向け、関係機関等との連携により、障がい者就労支援事業所の整備を目指します。

・障がい者就労支援事業所の整備

項 目	設置の有無	考 え 方
障がい者就労支援事業所の整備	31年度	小清水町社会福祉協議会を主体として、事業所の整備を進める。

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター（以下「センター」という。）を中心とした地域支援体制の構築や、医療的ニーズへの対応、医療的ケア児支援のための保健・医療・保健福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等について、検討を進めます。

・センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項 目	設置等の有無	考 え 方
センターの設置	—	センター及び付随する保育所等訪問支援体制の検討を進めつつ、現行の児童発達支援事業（斜里地域子ども通園センター）を身近な療育の場として活用する。
保育所等訪問支援の充実	—	

※ 指針では平成33年3月末までの設置及び体制の構築が基本。

・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（以下「重症支援事業所」という。）及び放課後等デイサービス事業所（以下「放課後デイ事業所」という。）の確保

項 目	設置等の有無	考 え 方
重症支援事業所の確保	—	現行の児童発達支援事業（斜里地域子ども通園センター）を身近な療育の場として活用しつつ、重症支援事業所及び放課後デイ事業所の拡充について検討を進める。
放課後デイ事業所の確保	—	

※ 指針では平成33年3月末までの確保が基本。

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	設置等の有無	考 え 方
協議の場の設置	30年度	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・保健福祉・保育・教育等の関係機関の連携促進を図ります。各都道府県・各圏域・各市町村それぞれの設置が基本ですが、北海道が関与した場合、各市町村単独ではなく圏域による設置が可能となるため、道の動向を注視。

- ※ 医療的ケアとは、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為（痰の吸引や経管栄養の注入など）。
- ※ 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。
- ※ 指針では平成31年3月末までの設置が基本。

4 障がい福祉サービス等の必要な見込み量

現在の利用者数等を基本として、今後3ヶ年間に必要な見込み量を設定します。

- ※ 目標数値は実績を基に算出した数値であり、サービスの利用を制限するものではありません。

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

サービスの種類	サービス内容
居宅介護	自宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現在の利用者数を基礎として、在宅障がい者のニーズや今後の利用者数の見込み数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の居宅介護サービス利用量

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅介護	利用日数 (人日/月)	0	4	9	8	8	8
	継続利用者数 (人)	0	1	1	1	1	1
	利用者増減数 (人)	1	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

サービスの種類	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

現在の生活介護利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の生活介護利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活介護	利用日数 (人日/月)	384	360	388	448	448	448
	継続利用者数 (人)	18	18	18	19	19	19
	利用者増減数 (人)	0	0	1	0	0	0

※ 一人当たり平均約23～24日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者又は難病者等対象者に対し、一定期間、必要な訓練を行います。

現在の自立訓練（機能訓練）利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の自立訓練（機能訓練）利用者数 （単位：人）

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
自立訓練（機能訓練）		—	—	—	—	—	—

サービスの種類	サービス内容
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい者又は精神障がい者に対し、一定期間、必要な訓練を行います。

現在の自立訓練（生活訓練）利用者数を基礎として新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の自立訓練（生活訓練）利用者数

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
自立訓練（生活訓練）	—	—	—	—	—	—

サービスの種類	サービス内容
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

現在の就労移行支援利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の就労移行支援利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労移行支援	利用日数 (人日/月)	19	34	0	0	40	60
	継続利用者数 (人)	1	2	0	0	2	3
	利用者増減数 (人)	1	△2	0	2	1	0

※ 一人当たり平均20日/月の利用を見込む。



サービスの種類	サービス内容
就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所で雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者に対し、必要な支援を行います。

現在の就労継続支援（A型）利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の就労継続支援（A型）利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日/月)	21	0	0	0	20	20
	継続利用者数 (人)	1	0	0	0	1	1
	利用者増減数 (人)	△1	0	0	1	0	0

※ 一人当たり平均20日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会の提供、就労への移行に向けた支援を目的として、必要な支援等を行います。

現在の就労継続支援（B型）利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の就労継続支援（B型）利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日/月)	125	110	130	141	187	210
	継続利用者数 (人)	6	6	6	6	8	9
	利用者増減数 (人)	0	0	0	2	1	0

※ 一人当たり約23日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

現在の療養介護利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数を勘案して目標値を定めます。

・月間の療養介護利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
療養介護	利用日数 (人日/月)	5 8	5 6	6 2	6 2	6 2	6 2
	継続利用者数 (人)	2	2	2	2	2	2
	利用者増減数 (人)	0	0	0	0	0	0

※ 一人当たり31日/月の利用を見込む。

③居住系サービス

サービスの種類	サービス内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

直近の短期入所利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数を勘案して目標値を定めます。

・月間の短期入所利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
短期入所	利用日数 (人日/月)	—	—	—	—	—	—
	継続利用者数 (人)	—	—	—	—	—	—
	利用者増減数 (人)	—	—	—	—	—	—

サービスの種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。  ※ 共同生活介護（ケアホーム）は、平成26年4月よりグループホームに一元化されました。

現在の共同生活援助利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数を勘案して目標値を定めます。

・月間の共同生活援助利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
共同生活援助 (グループホーム)	利用日数 (人日/月)	424	377	434	434	527	589
	継続利用者数 (人)	15	14	14	14	17	19
	利用者増減数 (人)	△1	0	0	3	2	0

※ 一人当たり31日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成29年3月時点の施設入所者数を基礎として、入所施設から地域生活への移行目標者数を控除し、共同生活介護等での対応が困難で、真に施設支援が必要と判断される者の数を基礎として目標値を定めます。

・月間の施設入所支援利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
施設入所支援	利用日数 (人日/月)	348	336	372	403	403	403
	継続利用者数 (人)	12	12	12	13	13	13
	利用者増減数 (人)	0	0	1	0	0	0

※ 一人当たり31日/月の利用を見込む。

#### ④相談支援

サービスの種類	サービス内容
計画相談支援	すべての障がい福祉及び地域相談支援の利用者に、サービス利用計画の作成を行います。

障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として3年間で計画的にすべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となる者として目標値を定めます。

・年間の計画相談支援者数（サービス利用計画作成者数）（単位：人）

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	(者)	32	32	31	31	34	34
	(児童)	8	8	11	11	11	11

#### ⑤児童系サービス

サービスの種類	サービス内容
児童発達支援	通所により利用する身近な療育の場として、未就学の障がい児に対して日常生活における基礎的な動作や集団生活への適応訓練等を行います。

現在の児童発達支援利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれるものを加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の児童発達支援利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
児童発達支援	利用日数 (人日/月)	23	15	27	33	33	33
	継続利用者数 (人)	9	8	9	11	11	11
	利用者増減数 (人)	△1	1	2	0	0	0

※ 一人当たり3日/月の利用を見込む。

サービスの種類	サービス内容
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

現在の放課後等デイサービスの利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の放課後等デイサービス利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
放課後等デイサービス	利用日数 (日/月)	0	0	0	0	0	0
	継続利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	新規利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0

## (2) 地域生活支援事業

町が事業主体となって実施する地域生活支援事業は、単独あるいは障がい福祉サービスと組み合わせて、障がい者の自立した地域生活を支援します。

地域生活支援事業は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、障がい者の日常生活又は社会生活を営むために必要と認められる事業を、市町村の実情にあわせて実施する任意事業があります。

利用者がサービスの選択を可能にするため、地域の社会資源の有効活用と社会資源の整備を推進し、今後のサービス利用見込み量の確保に努めます。

### ①必須事業

#### ア 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的とした障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行い、地域住民への働きかけを強化します。

#### イ 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

#### ウ 相談支援事業

平成18年度から精神障がい者も障がい福祉サービスの対象となり、身体障がい者、知的障がい者とあわせて三障がい者が相談支援事業の対象となりました。

地域包括支援センターを総合的な相談窓口として、制度の周知を図り電話相談などに取り組みます。

また、関連する分野の関係者による「地域自立支援協議会」の運営により、ネットワークの構築を図ります。

#### エ コミュニケーション支援事業

手話通訳者等の登録の体制を整備し、意志の疎通が困難である人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者等の派遣事業を行います。

現在の利用実績を基礎として、コミュニケーション支援事業の利用者数の目標値を定めます。

・月間の派遣者数

(単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
コミュニケーション支援事業	1	1	0	0	0	0

オ 日常生活用具給付事業

重度障がい者等の日常生活の便宜を図るために、日常生活用具の購入に対しての助成を行います。

現在の利用実績を基礎として、給付件数の目標値を定めます。

- ・年間の日常生活用具給付件数 (単位：件)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
日常生活用具給付事業	1 5 6	1 4 3	1 5 2	1 6 8	1 6 8	1 6 8

※ 交付券の枚数を件数とする。ただし、ストマ用具は1枚＝2件で算出。

カ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が、地域における自立生活・社会生活を送るために必要な事業として、現在の利用実績を基礎として利用者数等の目標値を定めます。

- ・年間の移動支援事業実利用者数及び延べ利用時間 (単位：人・時間)

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
移動支援事業	利用者数	7	9	1 0	1 0	1 0	1 0
	利用時間	2 8 5	2 8 8	3 7 0	4 1 1	4 1 1	4 1 1

キ 地域活動支援センター事業

障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供するために必要な事業として、現在の利用実績を基礎として利用者数の目標値を定めます。

- ・月間の地域活動支援センター事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域活動支援センター事業	2	1	2	2	2	2

ク 成年後見制度利用支援事業

費用負担が困難な重度の知的障がい者又は精神障がい者が、成年後見制度を利用するために必要な事業として、利用者数の目標値を定めます。

・年間の成年後見制度利用支援事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	0	0	0

ケ 成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図るために、法人後見事業を実施している団体の活動を支援します。

コ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

※ 町単独開催が困難な場合は、近隣市町村との共同実施を検討します。

②任意事業

ア 更生訓練費給付事業

更生訓練を必要とする障がい者に社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。

・月間の更生訓練給付事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
更生訓練費給付事業	—	—	—	—	—	—



イ 社会参加促進事業

◎ 身体障がい者用自動車改造費助成事業

重度身体障がい者の自立と社会活動への参加を促進するため、自ら所有する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

・ 自動車改造助成事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
身体障がい者用自動車改造費助成事業	0	0	0	0	0	0

◎ 通所交通費助成事業

障がい者等の自立と社会参加を促進するため、障がい者等が通所サービス事業所等に通所するための交通費を助成します。

・ 月間の通所交通費助成事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
通所交通費助成事業	14	14	16	16	16	16